

令和 8 年

第 2 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 19 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和8年第2回教育委員会臨時会

1 開催日時 令和8年3月19日(木) 午後5時30分 開会  
午後6時42分 閉会

2 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室

3 出席者 教育長 志 田 晴 美  
委員 内 田 和 子 (教育長職務代理者)  
委員 丸 山 陽 子  
委員 三 浦 綾 佳  
委員 上 畠 佳 子

4 欠席者 なし

5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三 宅 修
総合教育研究所長	田 村 悟
参事(県費負担教職員担当)	鴨志田 泰
参事(教育研究課題担当)	熊 田 泰 瑞
技監兼学校施設課長	和 田 英 嗣
参事兼歴史文化財課長	小 川 邦 明
教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	山 田 規 生
学校保健給食課長	相 沢 秀 幸
中央図書館長	堀野辺 直
教育研究課長	安 田 理 恵
生涯学習課長補佐	神 長 央

6 傍聴人 なし

7 本日の日程

(1) 報 告

- ① 水戸市いじめ防止基本方針の改定について
- ② 水戸市休日の地域クラブ事業実施要項について

(2) 議 案

議案第13号 令和8年度水戸市教育行政方針について【公開】

議案第14号 水戸市教育委員会規則の読点の表記の整備に関する規則【公開】

議案第15号 水戸市教育委員会規程の読点の表記の整備に関する規程【公開】

議案第16号 水戸市立学校教職員安全衛生管理規程【公開】

議案第17号 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則【公開】  
議案第18号 水戸市教育委員会職員の人事について【非公開】

## 8 会議の概要

午後5時30分 開会

**○志田教育長** ただいまから、令和8年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第18号につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、議案第18号につきましては人事案件でございますので、関係職員のみのお出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより報告を行います。

報告(1) 水戸市いじめ防止基本方針の改定について、説明願います。

安田教育研究課長。

**○安田教育研究課長** それでは、別冊でお配りしております、報告(1) 水戸市いじめ防止基本方針の冊子を御覧願います。

水戸市いじめ防止基本方針は、平成26年4月に策定し、法改正や、国及び県からの通知等を踏まえ、適宜見直してまいりました。

今回の見直しは、令和6年8月の国によるいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定や、本市が進めている教育ダッシュボードの運用、また、いじめの重大事態に対応する中で、学校での対応について、より明確に示すべき事項などを踏まえたものとなっております。

冊子の1ページを御覧ください。まず最初に策定の目的やいじめの定義等を記載し、2ページから4ページ冒頭では、いじめの防止のために取り組む姿勢や、いじめを解消するための基本的な姿勢について、学校、教員、児童生徒、家庭、地域、教育委員会など、それぞれの立場から記載しております。

4ページ冒頭以降は、いじめ防止のための対策について記載しております。「1 いじめの防止のために教育委員会が実施する施策」として、法に基づく委員会の設置や未然防止、再発防止に関する事業を記載しております。

また、5ページから7ページでは、「2 いじめの防止等のために学校が実施する施策」を記載しております。各学校が、各々で策定するいじめ方針を毎年度点検することや、学校いじめ防止対策委員会を設置すること、また、学校が取り組むべき日々のいじめ防止に向けた流れ等を記載しております。

7ページの「3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携」は、国及び県からの通知を踏まえて令和6年2月に追記したものでございます。

7ページ後半から8ページにかけてははいじめの解消について、また、8ページから11ページにはいじめの重大事態への対処について記載しております。

今回の主な改正箇所としましては、A4判横の一部赤字で示してございます新旧対照表を御覧いただきまして、その中で主な改正内容について御説明をさせていただきます。

上から二つ目の枠、いじめの早期発見に関することにつきましては、令和6年度から総合教育研究所内に教育支援センターを設置しましたことから、当該名称を明記いたしました。

また、本市独自に進めております教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の活用につきましても、令和6年度は中学校、令和7年度は小学校でも実施し、全校で実施しておりますので、今回、追記いたしました。

三つ目の枠、学校において実施する施策でございますが、各校で策定するいじめ防止基本方針について、毎年度、点検・見直しを図ることを新たに追記いたしました。

また、ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

一つ目の枠でございますが、学校いじめ防止対策委員会の会議につきましては、会議の内容を記録し、整理・保存することを、今回明記しております。

また近年、SNS事案によるいじめが増えていることから、二つ目の枠におきまして、未然防止に向けた取組のうち、情報モラル・情報セキュリティの指導を明記いたしました。全職員で学校いじめ防止基本方針の共通理解を年度当初に図ることも明記したところでございます。

3ページを御覧願います。3ページの二つ目の枠、いじめの解消についてでございますが、枠内のカの部分になります。こちらは別室対応について記載しておりますが、これまでは、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、いじめを受けた児童生徒が別室等で学習できる措置を講じることとしておりました。今回は、記載のとおり、必要に応じて、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、接触を防ぐ措置を講じるということで、いじめを受けた児童生徒の視点に立って記載を変更しております。

また、三つ目の枠になりますが、いじめの重大事態への対処でございます。重大事態の事例を、これまでは「児童生徒が自殺を企図した場合等」のみの記載としておりましたが、茨城県のマニュアルを参考に、四つの事例を記載しております。

次に、イの部分になります。いじめにより、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている場合における、相当の期間の目安を、これまでは年間30日と記載しておりましたが、30日に満たなくても疑いとして取り扱うことから、今回は、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている場合を例示しました。さらに、二つ目の点としまして、一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめの認知はしていないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった場合の事例を追加しております。

その下の(2)いじめの重大事態が発生した場合の基本的方針についてでございますが、丸がついている文章につきましては、これまで、4ページにあります教育委員会が実施する施策の中で表記しておりましたが、記載をこちらに移行しております。

さらに、この三つの丸のうち、二つ目の丸、「重大事態に該当するが、被害児童生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う」ことについては、新たに追記したものでございます。

以下、4ページにかけましては、調査の手順を整理いたしました。

なお、当方針につきましては、3月に学校へ発出しており、現在各学校におきましては、今回の改正を踏まえ、各学校のいじめ防止基本方針を改定し、4月の保護者への周知に向けて準備を進めているところでございます。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 画期的な変化だなと思いましたが、3ページ目の上から2枠目の「いじめを受けた児童生徒が別室へ」から、「いじめを行った児童生徒が別室へ」と、対策の変換を記載いただいたところです。確かに被害を受けた側が環境を変えるよりも、いじめの抑止力になるのかもしれないことから、この着眼点の変化は素晴らしいと思えました。

別室対応を行うケースと行わないケースがあった場合に、その処分の妥当性に対する疑義が出てくる恐れもあると思いますが、いじめを抑制できる要素は持っていると思うので、良い着眼点だなと聞かせていただきました。そのような受け止め方でよろしいのでしょうか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 これまでも被害児童生徒に寄り添った対応として、被害児童生徒が教室に入ることが難しい場合、被害児童生徒には別室で過ごしてもらうこともございましたが、色々な話の中で、当該生徒から「何で自分が」という話があったと保護者から報告を受けることもございました。

これまでの取組の仕方としては、被害児童生徒をまず守るという観点から対応しておりますが、ただ、そのためには、加害児童生徒の保護者も含めて話をしなければいけないところがございますので、学校はしっかりと両者の話を聞きながら、その上で別室対応をしているところでございます。

○丸山委員 ありがとうございます。

○志田教育長 例えば、被害児童生徒が不登校になっていて、加害児童生徒は、普通に学校へ行っているとしたら。その部分を言う保護者が多いのです。

したがって、クラス替えにおいても、被害児童生徒が希望するのであれば、加害児童生徒のクラスを調整する等、被害児童生徒を守る姿勢を持たないといけないと思います。被害児童生徒が別室へ移動する一方で加害児童生徒は普通に授業を受けていたり、被害児童生徒が転校や引っ越しまで余儀なくされることに、保護者が疑問や不満を抱くことも当然だと思います。

上島委員。

○上島委員 幾つか質問させてください。

まず、1ページ目の教育ダッシュボードがどういったものか伺いたいと思います。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 教育ダッシュボードにつきましては、小学校は今年の9月から運用しております。日々子どもたちが端末を使い提出した課題を、データで一元化及び可視化して、きちんと子どもたちが理解しているかを見たりですとか、授業が終わる時に、子どもたちに、授業の理解度を顔のマークで記してもらい、具体的な理解度も入力してもらうことで、クラス全体の具体的な理解度や、理解力が不足している部分等を、教員が一元的に見ることができるものです。

そのような情報データを可視化できるものの一つとして、今お話しさせていただいた「こころの健康観察」がでございます。

これは、毎朝学校に来た子どもたちが端末を開いて、今日の心の状態について雨マークや晴れマークを押して選んでいただくものです。また、心の状態の理由も入力できるようになっておりますので、それを教員がすぐに拾い、早めに声を掛けることで、早期の対応や気づきに使えるよう、開発したところでございます。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

子どもが学校に登校すると、「はい、元気です」と毎日やっている、と話していたことが、この

ことなのでしょうか。「こころの健康観察」の内容は、何かあった時に家庭には共有されるのですか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 恐らく、「はい、元気です」とやっていることは、クラスの中での健康観察のことです。そこでは言えないことを、子どもたちはこの端末へ入れていく形になっており、簡単に入力ができるようになっております。

教員が「こころの健康観察」としてやるべきことは、まず子どもに声を掛けることとして、その中で、子どもと話をし、何か心配事があれば、そこから保護者に伝える形で対応しているところでございます。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

次に、2ページ目の5番(2)ですが、学校いじめ防止対策委員会等、いじめ調査の過程でそれらの議事録を見たり、色々な情報整理等をされている記録を見たりしたことがあります。大変細かく色々書かれていることから、業務量の膨大さを感じ、A Iの議事録ソフト等を活用して効率化ができないかとの感想を持ちました。

また、先ほど丸山委員からもあった、いじめの解消に向けた取組の中における、いじめを行った側を別室へ移動する部分ですが、状況に応じて、いじめを受けた児童が希望する場合は、いじめを受けた児童を別室へ移動することも無くなったわけではないと理解して良いのですか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 もちろんいじめを受けたお子さんが、現状、今の教室にいることが難しい場合は、別室対応をさせていただき、基本としては、子どもの不安要素を取り除くやり方として、両方の選択肢がございます。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

例えばいじめの発生直後は、加害者の確定が出来ず、加害者側にいじめの認識がないケースもあり得るので、そのような場合に、いじめを行った児童をどの段階で認定するのか、その保護者の理解等も大変難しい問題だと思います。関係者全員が納得する分かりやすいケースであれば対応しやすいと感じました。

○志田教育長 教育ダッシュボードは、確か端末で実演が可能ではなかったですか。本当は学校現場で見てもらうことが一番良いのですが。

○安田教育研究課長 可能です。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 子どもが持って帰ってきているタブレットで見ることが出来るのですか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 お子さんのアカウントがございます。そちらから入っていただいて、お子さんが、例えば、授業の中で振り返りとしてどんなことを入力したか等、お子さんの情報も保護者の方は見られるようになっておりますので、実際に、ぜひ保護者の方に見ていただければと思います。

○上島委員 ありがとうございます。

○志田教育長 三浦委員。

○三浦委員 3ページの5番、重大事態への対処について教えていただきたいのですが、5番(1)のAで、「以下の事例の場合など」と記載がありまして、重大事態が案件として多くなっているの难道うかと感じているのですが、それは、これまでに比べると、重大事態として認定する基準が低くなったとの認識でよろしいでしょうか。例えば、(2)で、「事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で」と記載があるのですが、追加で説明いただけると助かります。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 まず、今回の改正に当たりましては、県のガイドライン上では、もともと自殺だけではなく、基本的な考え方や各種事例の記載がございました。

それらをより明確に、今回示したところでございます。したがって、「疑い」を今回入れさせていただいたことは、実際にいじめが発生してからではもう関係が悪化している可能性もあり、国においても「疑い」の段階から、と示しておりますので、早めにアクションをかけていくことを明確にしたところでございます。

実際にやってみた結果、いじめではない場合もあるとは思いますが、保護者や子どもからの事前のアクションも含めて、「疑い」の段階から動く意味合いで明記させていただいたところでございます。

○三浦委員 ありがとうございます。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 3ページの4番(2)のAの、先ほどから意見が上がっている「必要に応じて、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの」の、「などの」を入れることで、一番は接触を防ぐ措置を講じることに重きを置いているの难道うと思いました。ただ、これを見て、もちろん、被害の児童生徒をまず優先的に守っていくことはものすごく大事なことだと思うのですが、加害生徒も同じ学校の子どもたちです。その子どもたちが安心して教育を受けられるように、対応をしっかり明記しておいたほうが良いのか、必要に応じて、その事例に対して何が出来るのかを考えていくほうが良いのか、すごく難しい問題もはらんでいると感じ、色々な意見を聞かせていただいていたところです。

○志田教育長 この文言は国と同じと聞いていますが、同じですか。

安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 基本的には同じです。国のガイドラインに基づいて記載させていただいておりまして、被害児童生徒が教室を避けたい場合もありますし、加害児童生徒の保護者の理解にも難しさを感じる部分もあり、また、別室措置の期間等、様々な問題も出てきますので、常に学校がしっかり両者と話をしながら、まず被害児童生徒が安心できることが第一として、加害児童生徒にも話をしながら、きめ細かく対応してまいりたいと考えております。

○志田教育長 いずれにしても、丁寧な対応をやっていくので、よろしくお願いします。

上嶋委員。

○上嶋委員 一点だけ、すみません。

同じく3ページの、5番(2)のA「学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する」ですが、このような相談案件は、全件こちらにも来るのか、それとも、担当部署で対応されて終わる件もあるのか、そこが分かれば教えていただきたいです。

○志田教育長 安田教育研究課長。

**○安田教育研究課長** まず学校から相談があり、その内容や事案、保護者との関係性等も含めて、教育委員会も共にその重大事態の疑いとして動き出すかどうかは、こちらで一緒に相談を受けながら実施することになります。

その中で、疑いの段階で、重大事態の可能性のあるものについては、重大事態の発生報告書として今までも報告させていただいております。

実際、相談があった中で、それが重大事態となるかどうか、疑いも含めて精査をして、今回については重大事態の疑いに当たらないだろうとの結果になった場合は、総合教育研究所の中で、学校と連携しながら今後の対応を別な形で進めているところでございます。

**○志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告(2) 水戸市休日の地域クラブ事業実施要項について、説明願います。

熊田教育部参事。

**○熊田教育部参事** それでは、報告(2) 水戸市休日の地域クラブ事業実施要項を御覧ください。

9月からの実施を予定してございます休日の地域クラブ事業実施要項がまとまりましたので、御説明をさせていただきます。

1のねらいでございますが、本市では、水戸市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことと、学校における働き方改革を推進することにより、児童・生徒の学習環境をはじめとする小・中学校等の教育環境の改善を図ることを目的として、土曜日又は日曜日の休日における地域クラブ事業を行うものでございます。

事業は、教育委員会が運営主体となりまして、総合教育研究所を運営事務局として展開してまいります。

4の地域クラブの名称、実施種目及び対象校等でございますが、こちらは別紙を御覧いただきたいと思っております。

こちらの別紙には、現時点での指導者人材バンクの登録者数を踏まえた地域クラブの構成される編成の一覧をお示ししてございます。

地域クラブの名称につきましては、対象校の名称プラス種目プラス地域クラブとしてございます。

中ほどの項目に経過措置がございまして、これは、本来、単独活動型として整理すべき地域クラブについて、指導者が十分に確保できないなどの理由から、経過措置として合同活動型としている地域クラブに丸を付しているものでございます。

指導者人材バンクの登録の呼びかけは継続的に行っているところでありまして、これらの地域クラブにつきましては、指導環境が整い次第、随時、単独活動型に移行してまいります。

また、現在、指導者人材バンクの登録者お一人お一人に指導チーム参加への意向確認を行っているところでございます。その状況によっては、これらの編成内容に見直しが生じる可能性もございます。

実施要項にお戻りください。

5の活動日及び年間活動回数でございますが、地域クラブでは、参加者負担金として月会費をいただくことになるため、年間の最低活動回数を定める必要がございます。したがって、年間活動回数につきましては、最低活動回数を年間36回以上といたします。

ただし、令和8年度は、9月からの制度導入であることから、年間21回以上とし、体育館及び武道場を使用する地域クラブにつきましては、空調設備の整備工事が予定されていることから、年間12回以上といたします。

地域クラブの指導者ですが、各年度の活動開始前に、年間の活動計画を作成し、年間の活動回数が最低活動回数を下回らないように留意いたします。

6の活動場所でございますが、水戸市立中学校及び義務教育学校の施設・設備を活用してまいります。

7の対象生徒等でございますが、水戸市内に住所を有する中学校等に在籍する生徒、又は、市外に住所を有し、水戸市立中学校等に在籍する生徒を対象といたします。

8の参加申込でございますが、地域クラブへの参加は希望制といたしまして、参加受付は、別途指定の方法により、制度導入時や年度当初の一斉受付期間にかかわらず、随時受付も行ってまいります。

対象生徒は、対象校にかかわらず、原則として希望する地域クラブに参加することができますが、参加希望者が多く、指導の安全管理上、支障が生ずるおそれがある場合には、参加者数を限定し、対象校の生徒の参加を優先する場合もございます。

9の参加者負担金でございますが、参加者負担金は月会費2,000円といたします。会費が未納の場合は、地域クラブへの参加を認めないこともございます。

なお、地域クラブの年間活動回数は、天候や感染症等の影響により、最低活動回数に満たなかった場合には、当該地域クラブの3月分の会費を免除いたします。

また、生活困窮世帯に対しましては、生活保護制度及び就学援助制度により、別途、支援を行ってまいります。

10の指導者でございますが、地域クラブ指導者人材バンク登録者の中から、各地域クラブ原則3名以上の指導者チームを編成し、活動時は原則として2名で指導を行ってまいります。

指導者は、こども性暴力防止法に基づく宣誓書を提出するとともに、ハラスメントの防止や熱中症対策など、指導者としての心構えを身につけるため、市指定の研修を年1回以上受講することになります。

指導者には、謝礼として、活動1時間当たり1,760円と、市の規定による1日当たり1,000円を上限とする交通費を支給いたします。

また、各地域クラブの指導者チーム内には、雑務を担うマネージャー1名を位置づけてまいります。当該マネージャーは、指導者チームの指導者の中の1名が兼任、又は、指導者チームの指導者以外の者1名を専任で位置づけてまいります。マネージャーには、謝礼として、専任・兼任によらず、1月当たり4,000円を支給いたします。

11の活動場所への移動方法でございますが、活動に参加する生徒は、自転車、徒歩、保護者送迎等、それぞれの御家庭の選択により、活動場所へ集合いたします。

12の事故やけがの対応でございますが、スポーツ安全保険に加入するとともに、事故対応マニュアルを整備し、それに基づき対応いたします。

13の大会等への参加でございますが、中学校体育連盟主催の総体等は、従来どおりの部活動として、学校単位、又は合同部活動として参加いたします。その他の大会及び練習試合につきましては、地域クラブとして参加を希望する場合には、当該地域クラブの指導者チームにおいて参加の是非を判断することになります。

14の学校との連携でございますが、地域クラブと学校は、生徒等への一貫した指導環境の構築及び安全の確保を図るため、指導方針及び指導上の配慮事項などについて、必要に応じて相互に情報共有を行ってまいります。

15の問合せ窓口でございますが、日常的な地域クラブにおける一次的な連絡窓口は、運営事務局受託業者が設置する窓口を使用してまいります。また、地域クラブにおける日常的な通信手段は、原則として、別途指定の通信アプリを使用してまいります。

16の休会でございますが、参加生徒等が1か月以上地域クラブの活動に参加できない場合は、休会を申し出ることができることといたします。

17の退会でございますが、特段の申し出がない場合、中学生対象の地域クラブは、中学校3年次の3月31日をもって退会といたします。

また、退会は、随時申し出ることができることといたします。

実施要項の内容につきましての説明は、以上になります。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

内田委員。

**○内田委員** 指導者の確保が一番大変なこととと思っていたのですが、原則3名以上の指導者チームを編成し、これだけ沢山のチームを編成することができたことに、まずは本当にありがたいなと思っているところです。

現在、指導者登録者数とは何名ぐらいいて、そのうち教員は何%ぐらい占めていらっしゃるのかをお伺いできればと思います。

**○志田教育長** 熊田教育部参事。

**○熊田教育部参事** 本日の最新の人材バンクの登録者数は398名でございまして、そのうち教員は100名と少しでございます。

まだまだ、我々は、人材バンクの登録を呼びかけてまいりたいと思っております、特に、「広報みと」の4月号でさらに追加の募集、それから、各大学についても、入学式が終わった後、積極的に足を運んで、人材バンクへの登録について呼びかけてまいりたいと考えてございます。

**○志田教育長** 内田委員。

**○内田委員** ありがとうございます。

本当に予想を上回るような指導者数が集まり、これからもまた続々と集まってくれば良いと思っています。

指導者が集まることで移行に弾みをつけてくれるのではないかと考えていますので、ぜひ引き続き、よろしく願いいたします。

それから、もう一つなのですが、14番の、学校との連携、この部分は欠かせないと思っておりますが、どのような形ですり合わせをしていくのか、相互情報共有を行っていくのか、まだ検討段階かもしれないですが、分かる範囲で教えていただければと思います。

**○志田教育長** 熊田教育部参事。

**○熊田教育部参事** まず、9月の活動前、6月には指導チームを確定いたしますので、その後につきましては、各学校と具体的に活動開始前にまず今の部活動の運動レベルや、競技レベルといったものについて確認をしていただくような情報交換を促していきたいと思っております。

それに加えて、今後、地域クラブにつきましては、アプリを使用して情報共有をする形をとってまいります。そうした中で、学校にもこのアプリの通信グループに加入していただいて、その中

で、地域クラブの活動状況の把握や、必要な情報について相互に連絡できる仕組みが出来るよう、今後、業者とも打合せをしてみたいと考えております。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 指定の通信アプリのお話があったのですが、例えば、その日、都合が悪くなり急に参加ができなくなってしまった場合なども、その通信アプリを通して連絡をする状況を想定しているのでしょうか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 おっしゃるとおり、いわゆる日常的な連絡については、このアプリを通してやっていくことを原則としていきたいと考えております。

○内田委員 ありがとうございます。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 幾つか教えていただきたい点があるのですが、内田委員がおっしゃったように、登録者の数が多くて素晴らしい点は同じ意見を持っております。今後の永続性、継続性が長期的な課題で、スタートのときに関わってくださった方が継続して長い年数関わられるように、もしくは、その方々がお年を召したときに、新しい方々の関わるサイクルが長期的に担保されていかないと、このシステムがうまくいかないので、その点が望まれるのではないかと思うことが一つです。

あと二つは質問なのですが、まず一つは、1ページの7の「対象生徒等」では、水戸市に住所があり、他市の学校へ通っている方も対象で、他市に住んでいて、水戸市内の学校に通っている方も対象である意味合いなのでしょうか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 対象生徒の考え方でございますが、まず、こちらの地域クラブについては、水戸市直営、水戸市が運営するクラブになりますので、水戸市に住所を有する子どもたちについては全て対象になると考えております。

また、水戸市立中学校に通っている生徒のうち、水戸市外から通っている生徒が何人かいらっしゃいますので、その生徒についても対象とすることで考えております。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 分かりました。

もう一つの質問なのですが、地域クラブと表現をしているので、部活動とイコールではなくて、器がもう少し大きいということですね。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 地域クラブの考え方でございますが、まず、考え方の原点としましては、休日の部活動を中止としまして、その受け皿として整備をするという考え方でございますので、地域クラブと部活動は若干性格が異なります。

まず、地域クラブに参加する生徒につきましては、必ずしも学校の部活動に参加している生徒がイコールではなく、改めて参加を希望する生徒に参加をしていただくという形になります。

その場合、地域クラブには対象校や種目は一応設けますが、参加している部活動と違う種目の地域クラブに入りたいと希望する生徒がいれば、参加していただくことは何ら支障がありません。

また、部活動は中学校3年生は総体が終わると引退することが一般的かと思いますが、地域クラブは総体が終わった後でも、活動を希望すれば継続して参加することができます。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 この指導者の指導を受けてみたい等の理由で、部活動と地域クラブ両方に入ること  
も可能なのですね。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 地域クラブのレベルは、これまでの部活動と合わせる形を考えますが、そう  
は言いながらも、個性も出てくるかと思しますので、その中で、子どもたちが、この地域クラブに  
入りたいですとか、そのような関心を持っていただけるのであれば、希望する地域クラブに参加し  
ていただくことも差し支えないと考えております。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 まず、9の参加者負担金ですが、一月当たり2,000円がどのように算定されたのかと、  
今後、状況に応じて減額等も検討する余地があるのでしょうか。

また、生活困窮世帯については別途支援とのことですが、生活困窮までは当たらないけれども、  
負担が大きい家庭もおそらく相当数ある気がするのです、その点、御検討されたのでしょうか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 負担金の考え方でございますが、昨年末に、国の予算要求の中で、国のおお  
むねの参加者負担金の目安が1,000円から3,000円程度と示されておりました。

加えて、部活動の地域移行につきましては、市としても昨年の8月に方針を定めたところでござ  
います、その方針を定めるに当たりまして、保護者にもアンケートを取っており、参加者負担金  
については1回当たり500円程度が目安との回答が一番多い結果となりました。

地域クラブは、基本的に毎週活動しますので、月4回程度が活動回数になります。その場合、月  
1回当たり500円とすると、1か月では2,000円となる計算で設定をしたところでございます。

しかし、市の財政状況等も含めて、総合的な部分で2,000円と定めたところでございますが、今  
後、各企業などにも寄附を呼びかけた中で、寄附等が安定して得られることにより、全体的な財政  
負担が軽減されるのであれば、負担金の減額等についても検討できるのではないかと考えておりま  
す。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

生活困窮世帯に当たらないけれども困った時がある場合は、相談窓口等の御案内はあるのでし  
ょうか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 生活困窮世帯について、基本的には、生活保護世帯と準要保護世帯につつま  
しては、生活保護制度や就学援助の中で参加者負担金の補助を出していく方向で考えておりますが、  
それ以外の世帯の支援については現在のところ考えておりません。財政運営の部分で安定感が図ら  
れれば、保護者負担金の減額について検討できるのではないかと考えております。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

参加申込についてですが、参加前に各地域クラブの指導者の情報は公表される予定なものでし  
ょうか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 指導者個人のお名前を事前に出せるかどうかは、今の段階では何とも言えな  
いところがございます。

しかし、要項にも定めてございますように、今年度でいえば、9月の前に一斉の参加受付時期がありますが、それ以降も随時受付しておりますので、様子を見てから入りたいという方は、見学をしながらの参加検討も選択肢としてあるかと思えます。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

最後に一点だけ、指導者登録されている方の年齢層等、もしお分かりになれば教えてください。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 年齢層については本当に幅広いです。10代の大学生から70代の後半に至るまで、幅広い市民の方に御協力いただいております。逆に言うと、そのような幅広い年代の方に支えていただかないとこの事業は難しいとも考えております。

○志田教育長 三浦委員。

○三浦委員 2ページ目、8の参加申込のところです。

希望者数が多かった場合に、参加者数を限定し、対象校の生徒を優先させる点なのですが、対象校の生徒を優先させても多い場合は、くじ引きなのか、早い者勝ちなのか、何か手法を検討されているかを伺いたいです。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 休日の部活動の代わりとなる受け皿として考えておりますので、基本的には、対象校の部活動に入っている生徒については全員を受け入れたいと考えております。

しかし、指導者が十分に集まらないために、合同活動型としている地域クラブもありますので、あまりにも人数が多過ぎることがあれば、全員が参加できるとは限らず、区切ることもあるかと思えますが、そういった状況になった際には、改めて考えていきます。

なお、体育館を使用する地域クラブについては合同活動型が多く、ここが割と人数的に厳しい部分がございます。実は、9月に活動を開始した後、すぐに空調設備の整備工事を着工することから、3か月ほどお休みになってしまうこともありますので、逆に言うと、年明けを目安にして、そこまでに指導者を十分に確保し、合同活動型をできるだけ解消することで参加人数を平準化することを狙っているところではございます。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 2ページ目の12の事故やけがの対応として、(2)では、運営事務局が対応すると記載されているのですが、運営事務局は1ページ目の3で教育研究課とあり、一部は業務委託の受託事業者が対応するとの文言があります。土曜、日曜に活動が開催され、そして、長期的に継続されていくであろう地域クラブの活動に対して、具体的にはどのような扱いになっていくと想定されているのかを質問させていただきます。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 土曜又は日曜の活動時の連絡体制になりますが、まず、何か事故等があった場合、専門の連絡窓口として、業務委託の受託事業者がまず第一報を受ける体制をとり、一次的な対応等については、業務委託の受託事業者が行うこともあり、そこからさらに総合教育研究所の職員に連絡が入る体制を考えてございます。

○志田教育長 指導者登録者数には、県の人材バンクに登録されている人は入っているのですか。  
熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 県の人材バンクの登録者についてはまだ含まれておりません。先日、県の人

材バンクに、水戸市地域クラブ指導者人材バンクの紹介をしてくださいと、具体的な種目なども含めてお願いしたところでございます。

○志田教育長 約400人とのことで、結構な人数が集まったのですが、できれば700人程度は欲しいです。職員にも、指導者を見つけてもらえるよう協力をしてもらっていますが、進捗が厳しいです。特に少ない種目は何ですか。

熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 卓球、バレー、バスケなどの屋内競技です。また、吹奏楽ももう少し欲しいところです。

○志田教育長 お知り合いの方がいたらぜひお願いします。茨城大学にも行くそうですから、ぜひ学生の方も、よろしくお願いします。

大口になるかどうか分かりませんが、やはり大学生には期待しています。茨城大学、常磐大学、あと茨城キリスト教大学など、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

また、先ほど財源の話が出ましたが、私も15社位回り、寄附の話も含めて話をしています。一過性の話ではありませんので、少額でも永続的な御協力をお願いし、拒否をされたところはありません。もし安定的な財源が確保できれば、保護者の負担もなるべく軽減していきたいと思っています。

丸山委員。

○丸山委員 指導者を希望する志ある方は、水戸市のホームページか何かで情報を見つけてエントリーするのですか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 地域展開については市のホームページに載せていまして、そこからQRコードもありますので、スマホで読み込んでいただいて、すぐに登録することができるようになってございます。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 以前、クラウドファンディングをやっていたかと思うのですが、そのあたりはどうだったのでしょうか。

○志田教育長 熊田教育部参事。

○熊田教育部参事 今年度、クラウドファンディング型のふるさとチョイスというサイトを利用して寄附を呼びかけまして、320万円ほどいただきました。

こちらについては、音楽室の改修等に充てさせていただきます。

来年度も引き続き、この手法について、貴重な財源をいただくことが実証できましたので、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○志田教育長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、議事に入ります。

議案第13号 令和8年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 それでは、資料の1ページ及び別にお配りしております別紙「令和8年度水戸市教育行政方針」を御覧いただきたいと思ひます。

議案第13号につきましては、令和8年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定するこ

とをお諮りするものでございます。

令和8年度水戸市教育行政方針の各施策につきましては、第7次総合計画や令和8年度当初予算等との整合を図りながら作成し、これまで、令和8年第3回教育委員会定例会と令和8年第1回教育委員会臨時会での御意見等を踏まえて、令和8年度に取り組むべき施策としてまとめたものでございます。

前回からの修正点はございません。

なお、令和8年度水戸市教育行政方針は、議決後、水戸市ホームページにおいて広く周知するとともに、学校長会等の機会を活用し、各学校の教職員に対しても周知を図っていきたいと考えております。

また、令和8年第1回教育委員会臨時会で、目標指標の設定に関する御意見等がございました。参考として、別に配布しております「議案第13号参考資料」を御覧ください。

今回設定しました目標指標の令和6年度、令和7年度の実績及び計画等における目標値を記載しております。

例えば、「個人貸出し実人数（有効登録者数）」につきましては、目標値を「25,000人」としたところでございますが、実績としては、令和7年度は令和7年度3月16日現在で「22,773人」、令和6年度は「23,532人」となっており、目標値としては非常に厳しい目標でございます。

一方で、市図書館基本計画において、令和10年に「28,000人」とする目標を掲げております。この目標を達成するためには、令和8年度は25,000人に引き上げる必要がありますので、令和8年度は「25,000人」の目標として設定してございます。

このような形で、各目標を設定したところでございます。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

**○丸山委員** 令和8年第1回教育委員会臨時会でお願いしたものを作っていただいたので、とても分かりやすく、ありがたく拝見させていただいております。

この資料を見させていただいたときに、目標値が継続的に上がっていくような目標や最低限この目標値を達成しなければならない目標以外に、性質が異なる目標があると思います。

「全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率（対全国平均）」につきましては、毎年度対象の児童生徒が変わるため、必ず毎年達成できるものではなく、継続的に目標値を上げることができるものでもありません。

この資料を作っていただいたのでそのことが分かりました。

**○志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第13号は可決しました。

次に、「議案第14号 水戸市教育委員会規則の読点の表記の整備に関する規則」についてでございますが、こちらは、「議案第15号 水戸市教育委員会規程の読点の表記の整備に関する規程」と関連がございますので、一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、湯澤教育企画課長、説明願います。

○湯澤教育企画課長 それでは、資料の3ページ及び5ページを御覧願います。

議案第14号 水戸市教育委員会規則の読点の表記の整備に関する規則及び議案第15号 水戸市教育委員会規程の読点の表記の整備に関する規程について、御説明いたします。

本市の条例及び規則、規程の読点につきましては、これまで「、」を使用してまいりました。しかしながら、令和4年1月に文化庁の文化審議会に出された「公用文作成の考え方(建議)」において、読点は「、」を用いることを原則とするとされたところでございます。

それを踏まえ、令和8年第1回水戸市議会定例会において、本市の条例の読点について、「、」から「、」に改める議案が可決されたところでございます。

その流れを受けまして、教育委員会の現に効力を有する規則、規程につきましても、読点を「、」から「、」に改めるものでございます。

付則といたしまして、いずれの議案も令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

内田委員。

○内田委員 それぞれの議案が可決された場合、例えば、水戸市休日の地域クラブ事業実施要項については、3月中に発出される際は、「、」で発出され、4月1日に発出される際は、「、」が全て「、」に変わるという認識でよろしいでしょうか。

○志田教育長 湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 今回の議案につきましては、あくまでも教育委員会規則及び規程についてでございますので、水戸市休日の地域クラブ事業実施要項については対象となりません。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第14号及び議案第15号について採決いたします。

議案第14号及び議案第15号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第14号及び議案第15号は可決しました。

次に、議案第16号 水戸市立学校教職員安全衛生管理規程について、説明願います。

相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 それでは、資料の7ページをお開き願います。

議案第16号 水戸市立学校教職員安全衛生管理規程について、御説明いたします。

初めに、制定の理由でございますが、本市では、これまで水戸市職員安全衛生管理規程に基づき、学校の教職員も含めた労働安全衛生の管理を行ってまいりました。

しかしながら、学校には、茨城県において任用されて配属された県費負担教職員と、水戸市において採用された職員及び会計年度任用職員として任用された職員がおり、その業務内容も大きく異なっているという状況でございます。

このように、学校は、任命権者が異なる県費負担教職員と市職員が配属される特殊な環境であることを考慮し、県費負担教職員と市職員を明確に区分し、それぞれにとって最適な環境を構築する

ため、本規程を制定するものでございます。

次に、本規程の主な内容についてでございますが、第3条及び第4条において、教職員の安全及び健康の確保、快適な職場環境づくりのための教育委員会及び校長の責務について、第5条において、自己の健康の保持及び増進、労働の安全の確保に努めるという教職員の責務について、第6条から第8条において、実状に応じた各学校の衛生管理者、衛生推進者、産業医の設置について、第9条から第18条において、教職員数が常時50人以上の学校への衛生委員会の設置や実施に関することについて、そのほか、健康診断や心理的負担の検査等の実施に関することなどについて、規定するものでございます。

なお、市職員については、従前のおり、水戸市職員安全衛生管理規程を適用するものいたします。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

上島委員。

**○上島委員** 今まで学校教職員についてはこのような安全衛生管理規程の整備がなかったため、今回初めて制定されるということでしょうか。

**○志田教育長** 相沢学校保健給食課長。

**○相沢学校保健給食課長** これまでは、学校教職員につきましても、水戸市職員安全衛生管理規程に基づいて安全衛生管理を行ってきたところでございますが、学校は、県費負担教職員と市職員が混在しているという特殊な環境でもございますので、市職員と県費負担教職員に合った適切な環境の整備のため、本規程を制定したものでございます。

**○志田教育長** 上島委員。

**○上島委員** 水戸市職員安全衛生管理規程に基づいて既に安全衛生管理を行ってきているため、今回この規程を制定することによる変化はないという理解でよろしいでしょうか。

**○志田教育長** 相沢学校保健給食課長。

**○相沢学校保健給食課長** 内容について大きく変わることはないのですが、例えば、第9条の衛生委員会の設置等につきまして、水戸市職員安全衛生管理規程においては、市職員は1,000人以上おりますので、安全衛生委員会の設置が必要になります。学校の業種としては、教職員が常時50人以上いる場合に衛生委員会の設置が必要となりますので、学校の業種に合わせた内容に変えております。

以上でございます。

**○志田教育長** 上島委員。

**○上島委員** 教職員が常時50人以上いる学校を教えてください。

**○志田教育長** 相沢学校保健給食課長。

**○相沢学校保健給食課長** 現在のところ、緑岡小学校と第四中学校の2校でございます。

**○志田教育長** 丸山委員。

**○丸山委員** 教職員が常時50人以上いる学校は少ないのですね。

第8条で「教職員数が常時50人以上の学校に産業医を置く」としているため、産業医を置く必要がある学校はその2校ということよろしいのでしょうか。

**○志田教育長** 相沢学校保健給食課長。

○相沢学校保健給食課長 はい。その2校のみです。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第16号は可決しました。

次に、議案第17号 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、説明願います。  
安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 それでは、資料の13ページを御覧願います。

議案第17号 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

改正の理由といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正により、学校において講じる業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容について、学校運営協議会の承認を得ることとなったことから、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、14ページに記載してございます「水戸市学校運営協議会規則新旧対照表」により御説明いたします。

「改正(案)」欄に記載のとおり、「学校の運営に関する基本的な方針の承認に掲げる事項」に「(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施」を追加するものでございます。

13ページにお戻りいただきまして、施行日につきましては、令和8年4月1日からでございます。説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第17号は可決しました。

【議案第18号 水戸市教育委員会職員の人事について：非公開】

○志田教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 資料はございませんが、教育委員会会議等の今後の予定につきまして、3月24日に開催を予定しておりました令和8年第3回教育委員会臨時会については、案件として予定していた議案第18号を本日可決いただきましたので、中止とさせていただきます。

以上でございます。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会

いたします。

御苦労様でした。

午後 6 時42分 閉会

9 議決事項

議案第13号について原案可決

議案第14号について原案可決

議案第15号について原案可決

議案第16号について原案可決

議案第17号について原案可決

議案第18号について原案可決